

AI時代の個人情報保護政策の 最新動向について

～個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しについて～

令和7年2月18日

個人情報保護委員会 事務局審議官
小川久仁子

1. 個人情報保護法の概要

個人情報保護法の目的・構成

- 「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律。
- 我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定める。
- また、個人情報保護委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定める。

(目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

構成

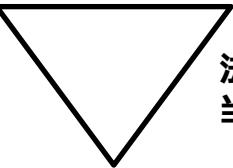
- 第1章 総則
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等
- 第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

- 第5章 行政機関等の義務等
- 第6章 個人情報保護委員会
- 第7章 雜則
- 第8章 罰則

個人情報保護法の成立と改正経緯

2003年（平成15年） 個人情報保護法等[※] 成立 2005年（平成17年）4月全面施行

※ その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）



法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年） 特定個人情報保護委員会 設置

2015年（平成27年） 個人情報保護法 改正[※] 2017年（平成29年）5月全面施行

2016年（平成28年） 個人情報保護委員会 設置（民間部門の一元化）



3年ごと見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和2年） 個人情報保護法 改正 2022年（令和4年）4月全面施行

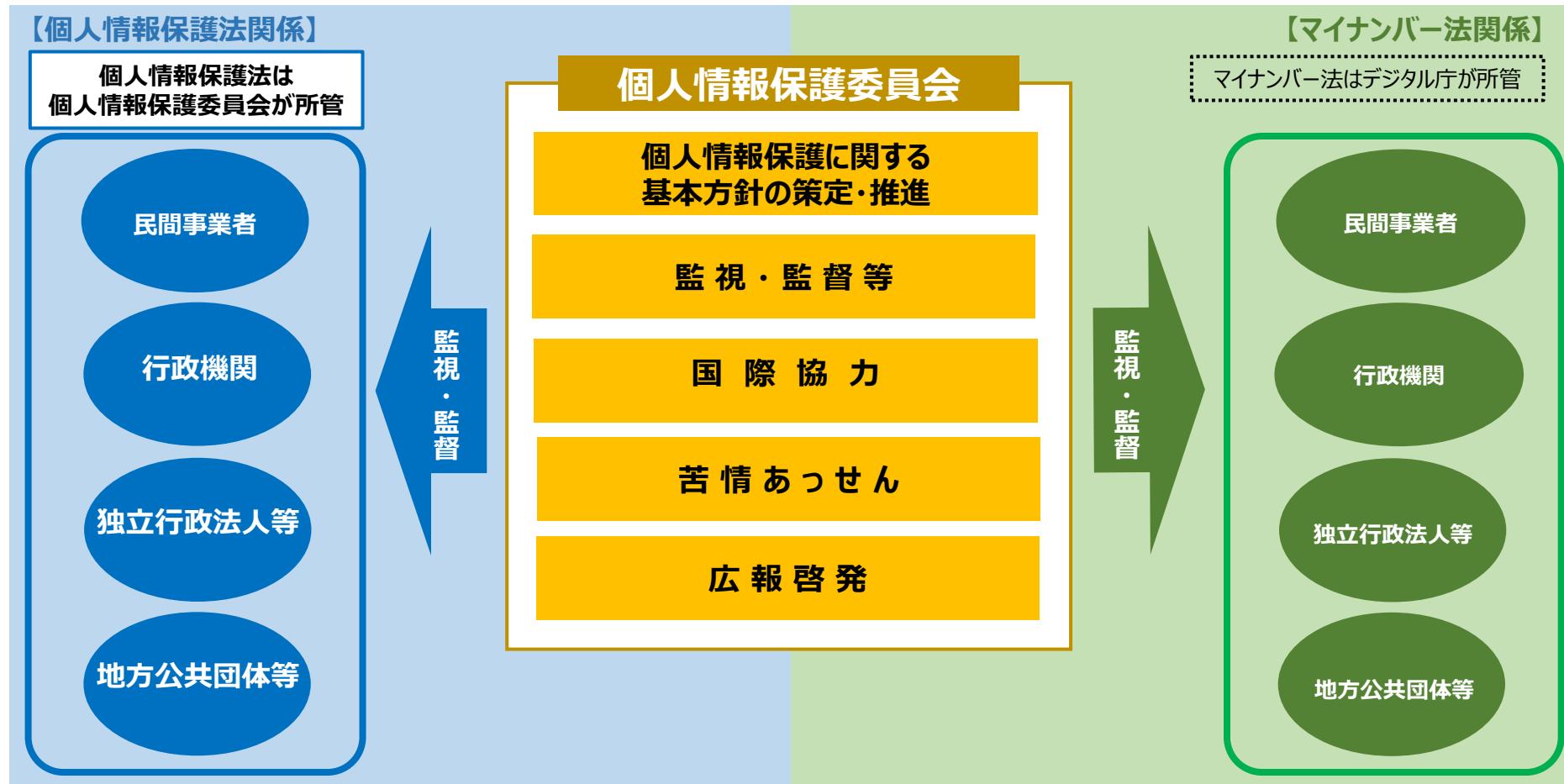
**2021年（令和3年） 個人情報保護制度の官民一元化[※] 2022年（令和4年）4月一部施行
2023年（令和5年）4月全面施行**

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等



個人情報保護委員会とは

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。
- いわゆる三条委員会であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。



(参考) 個人情報保護法の全体像

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門 [一般法]

個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等・
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門 [一般法]

注1 個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される特別法も遵守する必要。

注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の特定分野においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。

注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である国公立の病院・大学等の法人又は業務については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。

注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う認定個人情報保護団体に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（個人情報保護指針）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注5 EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、補完的ルールも遵守する必要。

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR

(一般データ保護規則: General Data Protection Regulation)



EU



日本

個人情報保護法



EU



日本

十分性認定

十分な個人情報の保護水準が保証されていることを欧州委員会が認めた場合。

国指定

提供先の第三者が個人情報保護委員会の認めた国・地域に所在する場合。

体制整備

企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。

体制整備

提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。

本人同意

十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。

本人同意

外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

EUによる十分性認定の効果

EUのGDPRにより、EUからの個人情報の移転には、次のいずれかの場合である必要。

- ①移転先の国の個人情報保護のレベルが十分であると認める場合（十分性認定）
- ②企業グループ内の内部規則や企業間の契約で適切な保護を確保している場合
- ③本人の明示的な同意がある場合



- **十分性認定**を得ていることで、本人同意がない場合や企業間契約等がない場合であっても、**EUから個人情報を日本に移転することが可能となるため**、日本側の事業者にとって、機動性・柔軟性の観点から、メリットが大きい。
- また、世界で最も高い保護水準とみなされているEUから、個人情報の保護水準が十分（同等）であると認められることは、我が国の個人情報保護法制が世界各国から大きな信頼と信用を得ることに繋がり、**DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の観点からも、大きな効果がある。**

※ 日本以外でEUから十分性認定を得ている国・地域（2024年6月時点）

アンドラ、アルゼンチン、カナダ、フェロー諸島、ガーンジー、ジャージー、マン島、イスラエル、ニュージーランド、韓国、イス、英国、ウルグアイ、米国（EU米データプライバシー枠組み）

EUと日本におけるデジタル関係の法制度の整備状況

個人データ(Personal Data)に関して、EUではGDPR(2016年)、日本では個人情報保護法が一般法。一般法を前提とした上で、各分野におけるデータ利活用の政策やルールが検討されている。

データ関係		競争政策関係	AI関係	サイバーセキュリティ関係				
データ保護の法的強化 各分野におけるデータ利活用に影響	データ利活用の法的強化 ①個人起点（一次利用）、②社会起点（二次利用） 等でのルール整備が進展 ※GDPRと整合的な形でEHDS法等は整備							
EU	GDPR (2016)	データベース構想 (2020) 国や組織を超えてデータを連携できる空間に関するルールや仕組みを整備する構想。ヘルスケア、産業・製造等の9分野を指定	データガバナンス法 (2021) オープンデータ以外の政府のデータ共有促進	データ法 (2023) 民間の非個人データ(IoT等)の共有促進	デジタル市場法 (2022) 競争可能で公正な市場の確保	デジタルサービス法 (2022) 消費者と企業へ安全なオンライン環境を創出	EU AI法 (2024) 人間中心のAI開発政策の具体化	サイバーレジリエンス法 (2024) デジタル要素を含む製品への水平的なサイバーセキュリティ要件の整備
日本	個人情報保護法	日本では、一部の対応※にとどまる。 ※次世代医療基盤法・銀行法等	PF透明化法 スマホ競争促進法	電気通信事業法等 で一部対応 検討中 サイバーセキュリティ基本法をはじめ、各種ガイドライン等で対応 (IoTセキュリティ適合性評価制度(JC-STAR)※2025.3制度開始予定)				

2. いわゆる3年ごと見直しについて

- (1) 中間整理と意見募集結果
- (2) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点
～事務局ヒアリングと得られた視点～
- (3) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書
- (4) 今後の検討の進め方について

いわゆる3年ごと見直し規定(令和2年改正法)

○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律
(令和2年法律第44号)

※令和4年4月1日全面施行

附 則

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

これまでの検討経緯

令和5年

- 9月27日 「改正個人情報保護法の施行状況について①」公表
10月18日 「改正個人情報保護法の施行状況について②」公表
11月15日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表
11月下旬～ 関係団体等ヒアリングを順次実施

令和6年

- 2月21日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表
4月上旬～ 有識者ヒアリングを順次実施
6月27日 「中間整理」公表（～7月29日までパブコメ実施）
9月 4日 「中間整理」に関する意見募集の結果・今後の検討の進め方 公表
10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」公表
12月17日 事務局ヒアリング（有識者、経済団体・消費者団体）の状況報告
12月25日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書」公表

令和7年

- 1月22日** 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」公表
2月 5日 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」公表

2. いわゆる3年ごと見直しについて

(1) 中間整理と意見募集結果

(2) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し
の検討の充実に向けた視点

～事務局ヒアリングと得られた視点～

(3) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し
に関する検討会 報告書

(4) 今後の検討の進め方について

(令和6年6月26日 第292回個人情報保護委員会資料(委員長預かり修正後資料))

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

(1)個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方

ア 生体データ

イ 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」

(2)第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)

(3)子どもの個人情報等に関する規律の在り方

(4)個人の権利救済手段の在り方

2 実効性のある監視・監督の在り方

(1)課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方

(2)刑事罰の在り方

(3)漏えい等報告・本人通知の在り方

3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

(1)本人同意を要しないデータ利活用等の在り方

(2)民間における自主的な取組の促進

4 その他

1 実施期間：令和6年6月27日(木)から同年7月29日(月)まで

2 意見提出者数及び提出意見数

(1) 意見提出者：

- 各種団体・事業者 72者(うち団体43者、事業者等29者)
- 個人(匿名含む。) 1,659者

(2) 提出意見数：合計2,448件 ※ 本中間整理と関係が無いと考えられる意見14件を除く。
特に意見の件数が多かったもの

本人同意を要しないデータ利活用等 (うち生成AIに関するもの)	1,560件 1,486件)
こどもの個人情報等	150件
生体データ	120件
不適正利用/適正取得	92件
漏えい等報告	67件
課徴金	52件
個人の権利救済手段	48件
「4 その他」について	48件
オプトアウト等	47件

今後の検討の進め方

（「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」意見募集結果を踏まえて）

- 意見募集（6/27～7/29）においては、団体・個人を問わず、幅広い方々から多様なご意見が寄せられたところ。
※ 1,731の団体・事業者（うち団体43者・事業者等29者）又は個人（1,659者）の方々から延べ2,448件。
- 個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。

課徴金、団体による差止請求制度 や被害回復制度

- ◆ 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

その他の主要個別論点

- ◆ 意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

より包括的なテーマや 個人情報保護政策全般

- ◆ 透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

関係府省との連携強化

- ◆ グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」、「データ戦略」や「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえ、個人情報保護委員会としても適切に必要とされる検討を継続的に推進
- ◆ 防災DXや教育DX・子どものデータの取扱い、医療データなどの分野でもそれぞれの関係府省と継続的に連携

国際連携の強化

- ◆ EUとの間で2019年1月に相互認証の枠組みが発効。2023年4月に最初のレビューが終了。更に令和3年（2021年）個人情報保護法改正の全面施行（令和5年（2023年）4月）を踏まえ、従来の民間部門に加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした相互認証の枠組みの発効に向けて協議を継続
- ◆ 新たに発足したグローバルCBPR（Cross-Border Privacy Rules）の枠組みも推進

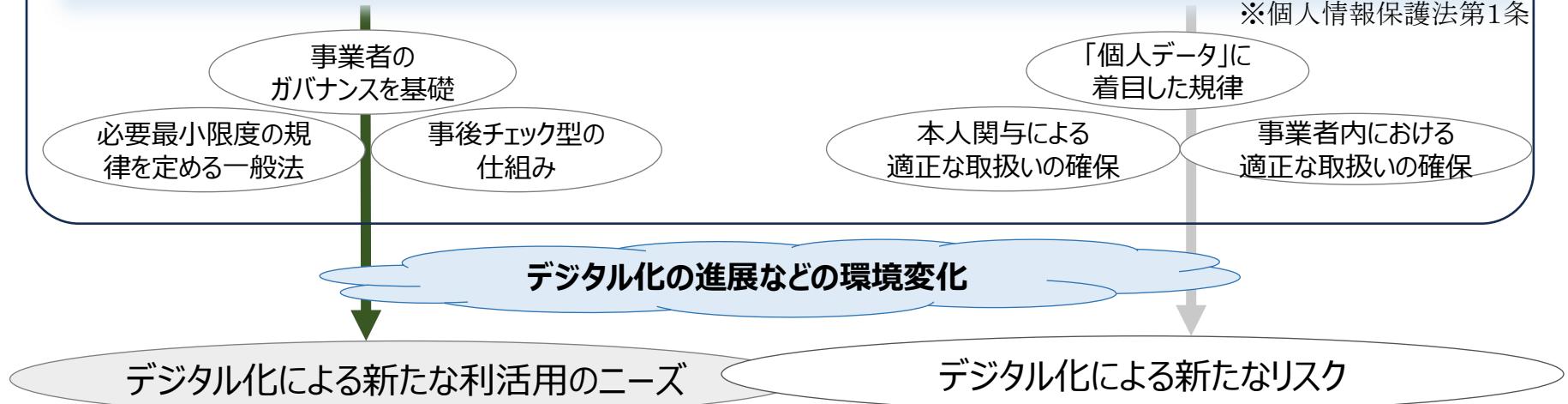
2. いわゆる3年ごと見直しについて

- (1)中間整理と意見募集結果
- (2)個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点
～事務局ヒアリングと得られた視点～
- (3)個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書
- (4)今後の検討の進め方について

個人情報保護法の構造

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

※個人情報保護法第1条



その他の主要個別論点

意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

こども、生体データ、リスクに応じた漏えい等報告、統計等利用、契約履行等に係る特例

課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

中間整理に対して寄せられた幅広い御意見

直ちに対処すべき課題

制度の基本的取り方

個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項についての議論を開始、視座を確認
(事務局においてヒアリング等を開始)

より包括的なテーマや個人情報保護政策全般

透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に基づき、個人情報保護委員会事務局において、個人情報保護制度の基本的取り方に関するヒアリングを実施。

個人情報保護政策を考える上で注目すべき環境変化、重視すべきリスク・政策目的、実態を踏まえた規制の取り方といった制度の基本的取り方に関する次元の論点について、改めて、幅広いステークホルダー等の間で再確認するもの。

【ヒアリング対象】

(有識者：11名)

- ・石井夏生利氏
- ・板倉陽一郎氏
- ・佐藤一郎氏
- ・宍戸常寿氏
- ・新保史生氏
- ・鈴木正朝氏
- ・曾我部真裕氏
- ・高木浩光氏
- ・高橋克巳氏
- ・森亮二氏
- ・山本龍彦氏

(経済団体・消費者団体等：17団体)

- ・一般社団法人AIガバナンス協会
- ・一般社団法人新経済連盟
- ・一般社団法人全国消費者団体連絡会
- ・一般社団法人データ社会推進協議会
- ・一般社団法人電子情報技術産業協会
- ・一般社団法人日本IT団体連盟
- ・一般社団法人日本インタラクティブ広告協会
- ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・一般社団法人日本DPO協会
- ・一般社団法人日本ディープラーニング協会
- ・一般社団法人MyDataJapan
- ・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
- ・公益社団法人全国消費生活相談員協会
- ・国立研究開発法人情報通信研究機構
- ・サステナビリティ消費者会議
- ・主婦連合会
- ・プライバシーテック協会

ヒアリングでは、多くの論点について、様々な観点からの指摘があった。

ヒアリングから得られた個人の権利利益の保護を要する局面や本人の関与の取り方等に関する
視点は、特定分野におけるデータ利活用の議論を行う上でも有用と考えられる。

(目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(基本理念)

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

- ✓ この目的を実現するために、法律においては、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している中にあって、個人の権利利益を保護する上で求められる、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者や行政機関等においてこれらの特性に応じて遵守すべき義務を規定。
- ✓ AI、IoT、クラウドサービスや5G等のデジタル技術の飛躍的な発展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化し、データや技術が官民や地域の枠、更には国境を越えて利活用される今日における最新の情勢の下でも、基本的な法律の目的及び理念は、引き続き妥当であり、OECD加盟国をはじめ広く国際的な共通認識。
- ✓ 個人に関する情報について個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっていること、データがもたらす価値を最大限引き出すためには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により、信頼を維持・構築し、適正なデータの取扱いを促進することが求められていることも考慮する必要がある。

※民間部門におけるリスクを念頭に置いたもの

大量の個人情報等を取り込んだ事業者等が出現し、一たび個人情報等の不適正な利用に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まり、個人の不安感についても引き続き高まっている。

個人情報取扱事業者は、個人情報を適正に取り扱うことを通じて、「個人の権利利益を保護する」ことが期待されている。個人の権利利益の侵害をもたらし得るリスクを回避することができるよう、想定され得る多様なリスクについて検討を深めることが有用。

【想定され得る多様なリスクの例】

- (A) 本人に係る情報が自身の想定を超えて事業者に取得され個人データとして利用され、本人の認知や関与がない状態の下で、そのデータ処理に基づく自らに関する評価や働きかけが行われ、本人の想定しなかった評価・判断を含む影響が生じるリスク
- (B) 住所、電話番号、インターネット利用の履歴等を、本人が想定していない事業者が入手し、これが手がかりに、勧誘等の直接的な働きかけがなされ、平穏な生活が害され、あるいは、犯罪等の悪意ある行為にさらされるリスク
- (C) 本人が秘匿しておきたい自身の情報について、一旦事業者に提供すると、自身が認識できない利用がなされる可能性が排除できず、不安を覚える状況になるリスク
- (D) 個人の特定・追跡技術の高度化・発展により、本人の気づかない間に又は意思に反して本人の個人情報等が取得・集積・利用されるに至った場合や、識別性がないとされていた情報が収集・処理されることにより本人に関する情報が集積されるとともに個人が特定されることが判明した場合のリスク

(参考3) 適正な個人データの取扱い確保のための規律

※民間部門に適用される規律について述べたもの

適正な個人データの取扱いを通じて個人の権利利益を保護するために、個人情報保護法において、次のような規律を整備。

これらは**全ての事業者に適用される最低限のルール**ともいえ、取り扱われる個人データ、利用目的の性質及び事業活動の態様に応じて、特別法、ガイドライン、認定個人情報保護団体や業界の自主基準、運用等により**必要に応じて上乗せ**される。

(1) 個人データに着目した規律

✓ 「**個人情報データベース等**による**個人データの取扱いの危険性**」に着目し、それを**事業の用に供している個人情報取扱事業者**に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律。

(2) 個人情報取扱事業者による適正な取扱い

① 本人の関与による適正な取扱いの確保

✓ 個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法律に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等（※）により**本人による適切な関与・監視を受けつつ**、適正な取扱いの実現を期待するという**当事者間での自主的な規律を重視**する構造。

（※）●取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。
 ●第三者提供に関するルール：第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。
 ●公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

② 事業者内における適正な取扱いの確保

✓ 偽りその他**不正の手段**により**個人情報を取得**すること、あるいは、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法により**不適正な利用**を行うことは、個人の権利利益の保護を脅かすおそれがあり。
 ✓ 利用目的が妥当であっても、正確性が保たれていなければ、本人に望まぬ影響を与えかねないことから**正確性確保**を義務付け。
 ✓ 個人データが個人情報取扱事業者や本人の関与不可能な領域に流出することで本人の権利利益を損なうリスクが増大することから、必要な**安全管理措置、従業員や委託先の監督**を義務付け。

考慮すべきリスク

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| (A)評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク | (B)直接の働きかけを行うことのリスク |
| (C)秘匿領域が他人に知られるリスク | (D)自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク |

リスクの優先順位等には、いくつかの異なる考えが示されたが、バランス良く対応を検討すべきという指摘が大半。

このほか、次の主張・指摘があった。

- (D)は本人に関する情報の取扱いを本人が決定する権利に関するリスクであり、位置付けが異なる。
- データ保護法制たる個人情報保護法が考慮すべきは(A)が主であり、他は副次的、間接的。

→「個人の権利利益の保護」の意味合いに関しては、その権利利益の外延や、特に規律すべき取扱いなどについて様々な考え方があることの表れと考えられる。

保護をする局面

- ①本人の知らぬ間に本人の情報を取得すること
- ②データ分析等を通じて評価・選別を行うこと
- ③評価の結果を利用して本人に働きかけること

など、様々な段階があることから、それぞれの段階を念頭においた検討を行うことで、より適切な規律となり得るのではないか。

保護の対象、規律対象

法目的・理念に即した適切な規律の在り方については、様々な観点からの検討の余地があり得るのではないか。

- 保護の対象については、その取扱いによる本人へのリスク（差別的な取扱いの助長、追跡性、脆弱性、本人到達性等）を惹起し得る情報を幅広く対象とすべきとの考え方
- 規律する取扱いの態様についても、評価・分析などの「取扱いの類型」や「その目的」を規律対象とすべきとの考え方

プロファイリング

プロファイリングをはじめとする個人情報の処理内容についても何らかの規律が必要との指摘も多い。

具体的には、プロファイリング実行のためのプログラム作成に係る元データの利用目的やその関連性、プログラムそのものに関する論点、プロファイリングによって得られた結果の取扱いなど、様々な視点が示された。

本人の関与

本人の関与の趣旨として大きく2つの考え方

①事業者におけるガバナンスを確保するための手段

個人の認知限界や、個人と事業者との情報・交渉力等の非対称性などが存在するとの前提の上で、次のa)、b)の考えがあり、どのような場合をb)の領域とするか様々な考えが示された。

- a)個人の選択権であり本人の関与が当然認められるべきという考え方
- b)合理的な基準を設けて、その適合性を規制当局が監視することが必要であるという考え方



②本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利

この中でも、次のa)、b)を両端として、その間で様々な見解が示された。

- a)個人データは本人の所有物であり本人はあらゆる利用について許諾又は拒否の権限を持つべきとの考え方
- b)社会的なニーズ・手続負担等を踏まえた現実性・具体的な個人の権利利益とのけん連性等との関係で自ずと制限が課されるとの考え方



①の観点からは、本人に直接の影響がない取扱いについては、本人の関与を担保する必要が必ずしもないのではないかとの視点が得られた。ただし、その場合においても②については別途、その要否や程度、手法等について検討する必要があるものと考えられる。

特に生成AIについては、学習結果が（個人情報を含まない）パラメータとなることを念頭において「個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用」であるとして、本人の関与は必要ないとする指摘が大半であったが、②の観点から、自分の情報のAI学習利用について関与できることが必要との考え方も見られた。

②の権利には、現状の開示等の請求等に加えて、能動的に自らの情報を活用する観点からのデータポータビリティも含まれるのではないかという視点も得られた。ただし、事業者の負担や事業分野ごとの必要性・妥当性等についての議論が必要であると考えられる。

ガバナンス

本人（個人）

個人の認知限界や個人と事業者との情報量・交渉力等の非対称性などの観点から、事業者における個人データの取扱いの改善を本人の関与により実現することを期待することは、現実的には相当程度に困難であるという認識は共有。消費者等の個人においても、全ての個人情報の取扱いの具体的な内容を監視するということは負担が重い。

事業者

事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やそのデータ処理のプロセスについて、実質的に第三者に依存するケース等が拡大。事業者が委託先の管理等を通じて安全管理義務を適切に果たせるかについては、否定的な考え方が示されている。これは、第三者が利用することを念頭に個人情報を取得し、個人データを第三者に継続的に提供する場合などにおいても同様。



現行法上、個人データの適正な取扱いの義務等を負う事業者も、ガバナンスの一端を担うことが想定されている本人も、個人情報の取扱いの適正性を確保する能力が不足している可能性がある。一方、適正に取り扱う能力のある者等に対して、実効的な規律が及んでいない可能性がある。こうした状況を踏まえ、個人データの取扱いの実態に即し、適正な取扱いの義務を負うべき者とそれとの義務の内容等に加え、認定個人情報保護団体やプライバシーガバナンスなどの自主的な取組等を織り交ぜた全体のガバナンスの在り方などについて幅広く議論を深めていくことが個人データの適正な取扱いの確保・促進につながるのではないかなどの視点が得られた。

行政機関等における個人情報の適切な取扱い

準公共的な分野での事業者と行政機関等が連携した個人情報の利用などを念頭に置いた、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを含めた整理が必要であるとの指摘があった。

→官民を通じたデータ利活用については、いわゆる旧行個法が基本としていた考え方を踏まえつつも、社会的なニーズ等を考慮しながら、個人情報保護法の目的・理念に即し、全体としてバランスのとれた法の見直し・運用を行っていく必要があるのではないかとの視点が得られた。

特定分野における取扱い

個人情報保護法はあくまで一般法であることから、例えば、医療分野等の特定分野や、AIなどの特定の取扱い等については、一般法とは別に、実態や社会的な影響等を踏まえた特別法等で規律することも有用との意見もあった。

→一般法としての個人情報保護法のみならず、特定分野等における規律（特別法等）も含め、全体として適正な個人情報の利用と個人の権利利益の保護が確保されることが重要であるとの視点が得られた。

2. いわゆる3年ごと見直しについて

- (1) 中間整理と意見募集結果
- (2) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点
～事務局ヒアリングと得られた視点～
- (3) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書
- (4) 今後の検討の進め方について

- 報告書は、検討会（令和6年7月～12月、計7回。）におけるこれまでの議論を踏まえ、課徴金制度及び団体による差止請求・被害回復制度について、現在の議論状況を整理したもの。
- 報告書は、意見を収斂させたものではなく、各論点で示された意見を整理し掲載したもの。
- 今後、報告書について個人情報保護委員会に報告。個人情報保護委員会は、報告書の内容を考慮し3年ごと見直しの検討を進める。

【報告書の構成】

第1 はじめに（検討会の位置づけ等）

第2 課徴金制度について

1 検討に係る前提条件

- (1) 課徴金制度を検討する立法事実
- (2) 適正なデータ利活用への影響について
- (3) 国内他法令における課徴金制度との関係
- (4) 外国制度との関係

2 想定される制度

- (1) 対象行為
- (2) 算定方法
- (3) その他

第4 おわりに

- ・以上の内容は、これまでの検討会の議論状況を整理したものであり、委員会に報告される予定。
- ・委員会において、いわゆる3年ごと見直しについて今後検討を進めるに当たって、本報告書の内容を考慮した上で検討を進めていくことを期待。

第3 団体による差止請求制度及び被害回復制度について

1 検討に係る前提条件

- (1) 適格消費者団体の現状、他法令の運用
- (2) 認定個人情報保護団体との関係

2 想定される制度

- (1) 対象行為と運用

1. 目的

中間整理の内容を踏まえ、事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点について、様々なステークホルダーとの間で制度改正の必要性を含めて議論し、具体的な方向性を得ることを目的に、検討・整理を行うこととする。

2. 検討事項

- ・課徴金制度
- ・団体による差止請求制度及び被害回復制度
- ・その他（本検討会における議論の状況等を踏まえ必要と考えられる事項）

3. 構成員等

【構成員（五十音順）】

宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
清水 涼子 個人情報保護委員会委員
中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク
森 亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士
山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
若目田 光生 株式会社日本総合研究所創発戦略
センターシニアスペシャリスト

【関係団体（五十音順）】

主婦連合会
新経済連盟（一般社団法人）
全国消費者団体連絡会（一般社団法人）
全国消費生活相談員協会（公益社団法人）
日本IT団体連盟（一般社団法人）
日本経済団体連合会（一般社団法人）

2. いわゆる3年ごと見直しについて

- (1) 中間整理と意見募集結果
- (2) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点
～事務局ヒアリングと得られた視点～
- (3) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書
- (4) 今後の検討の進め方について

事務局ヒアリングを踏まえて短期的に検討すべき追加論点について

個人情報保護政策の在り方についての様々な考え方

(「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた事務局ヒアリング」における指摘)

個人の権利利益を
保護するために
考慮すべきリスク

個人データの利用に
おける本人の関与の
意味

事業者のガバナンス

個人データの適正な
取扱いに係る義務を
負うべき者の在り方

個人データに関する
考慮要素等

個人情報の取扱いに
関する規律

個人情報保護法の
位置付け

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータ利活用

短期的に検討すべき追加論点

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口とした規律の内容を検討

● 同意規制の在り方

個人の権利利益の侵害が想定されない統計作成等であると整理できるAI開発等、以下の場合は同意不要と整理できるのではないか

- ① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合
- ② 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合
- ③ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であって本人同意を得ないことに相当の理由があるとき

● 漏えい等発生時の対応（本人通知）の在り方

本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれがある場合は本人通知不要と整理できるのではないか

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）

● 個人データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

個人情報の取扱いに関わる実態（個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大、委託先の管理等を通じた安全管理措置に係る義務の適切な遂行が困難）を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方を検討すべきではないか

個人情報保護法の目的（第1条）

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータ利活用

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

● 同意規制の在り方

- ・統計作成等^(※)、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む

- ・取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- ・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- ・病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

● 漏えい等発生時の対応（本人通知等）の在り方

● 子供の個人情報等の取扱い^(※)

※心身の発達過程にあり本人による実効性ある関与が必ずしも期待できない

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方
- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
- 身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）^(※)に関する規律の在り方

※本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不变性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる
- オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

- 勧告・命令等の実効性確保
- 刑事罰の在り方
- 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否
- 団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の要否
- 漏えい等報告等の在り方

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 統計情報等の作成（注1）のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等（注2）を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか（注3）。

注1:統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注2:個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先及び公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項（提供元・提供先、取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定。

注3:具体的な対象範囲や公表事項等はステークホルダーの意見をよく聞きながら個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）等で定めることを想定している。

- 行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうか。

(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合（注4）について、本人の同意を不要としてはどうか。

注4:例えば、本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合や、金融機関が海外送金を行うために送金者情報と送金先の金融機関に提供する場合等が想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定している。

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方（続）

（3）生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- 人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」（注5）についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。

注5: 例えば、（公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、）本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。具体的な事例についてはステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。

（4）病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態 があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体（注6）が含まれることを明示することとしてはどうか。

注6: 例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。

2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれがある場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれがある場合（注7）について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうか。

注7: 例えば、サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定している。

- 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

- 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があるのではないか。その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっているQ&Aの記載^(注8)や、GDPRの規定^(注9)などを踏まえ、16歳未満としてはどうか。

注8:「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」Q1-62

注9:GDPR第8条

- 16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとしてはどうか。その上で、一定の場合^(注10)については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるのではないか。

注10:例えば、本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるのではないか。

- 16歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由^(注11)を設ける必要があるのではないか。

注11:例えば、法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定される。

- 未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けてはどうか。
- 法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

今後に向けて考慮していくべき点

より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、中間整理に対する意見募集の結果や、検討会報告書、事務局ヒアリングの結果等を踏まえ、今後ともステークホルダーと継続的に議論を行うとともに、業務の遂行にあたり、例えば、以下のような点を考慮していくことが必要である。

- (1) デジタル化に対応した個人情報取扱事業者のガバナンスの向上
適切なデータ利活用を推進できる体制整備
(PIA（個人情報保護評価）実施・DPO（データ保護責任者）設置等を含む)
人材育成等)
- (2) 個人・消費者と事業者との信頼（トラスト）の醸成・向上
- (3) 官民を通じたデータ利活用の推進、適切な企業・組織間連携
- (4) 民間の自主的取組へのインセンティブ、認定個人情報保護団体に関する取組
- (5) 本人関与の在り方という観点からの更なる整理
(プロファイリング、データポータビリティ等)
- (6) 保護法益に応じた個人情報・個人データの範囲や規律の対象となる行為



幅広いステークホルダーの意見を踏まえながら、必要な対応について検討していくことが重要であり、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、透明性のある形で、関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることとしている。

- 個人情報取扱事業者等は取り扱う個人データ等につき安全管理措置を講じなければならず、組織的・人的・技術的安全管理措置等を適切に講ずることにより、情報システムに対する外部からの不正アクセス等を防止することが期待されている。
- しかしながら、近年、個人情報取扱事業者等からの機密情報等の窃取・破壊等を企図したサイバー攻撃は一層高度化・複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けており、個人データ等の漏えい等の大きな要因となっている。
- このような情勢の中で、個人情報保護委員会が、データ関係省庁等との連携を強化し、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、個人情報取扱事業者等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討する観点から、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を新たに開催する。

1. 開催目的等

- ・個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、個人情報取扱事業者等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討するため、四半期ごとに行う。

2. 検討事項

- ・直近の漏えい等報告や指導の状況（四半期公表内容。不正アクセスによる個人データ等の漏えい等事例を含む。）を説明し、専門的見地から個人データ等の漏えい等の対策や留意すべき点等について、助言を得る。
- ・その他、安全管理措置の実施方策や効果的な普及啓発の方法に係る情報交換を実施。

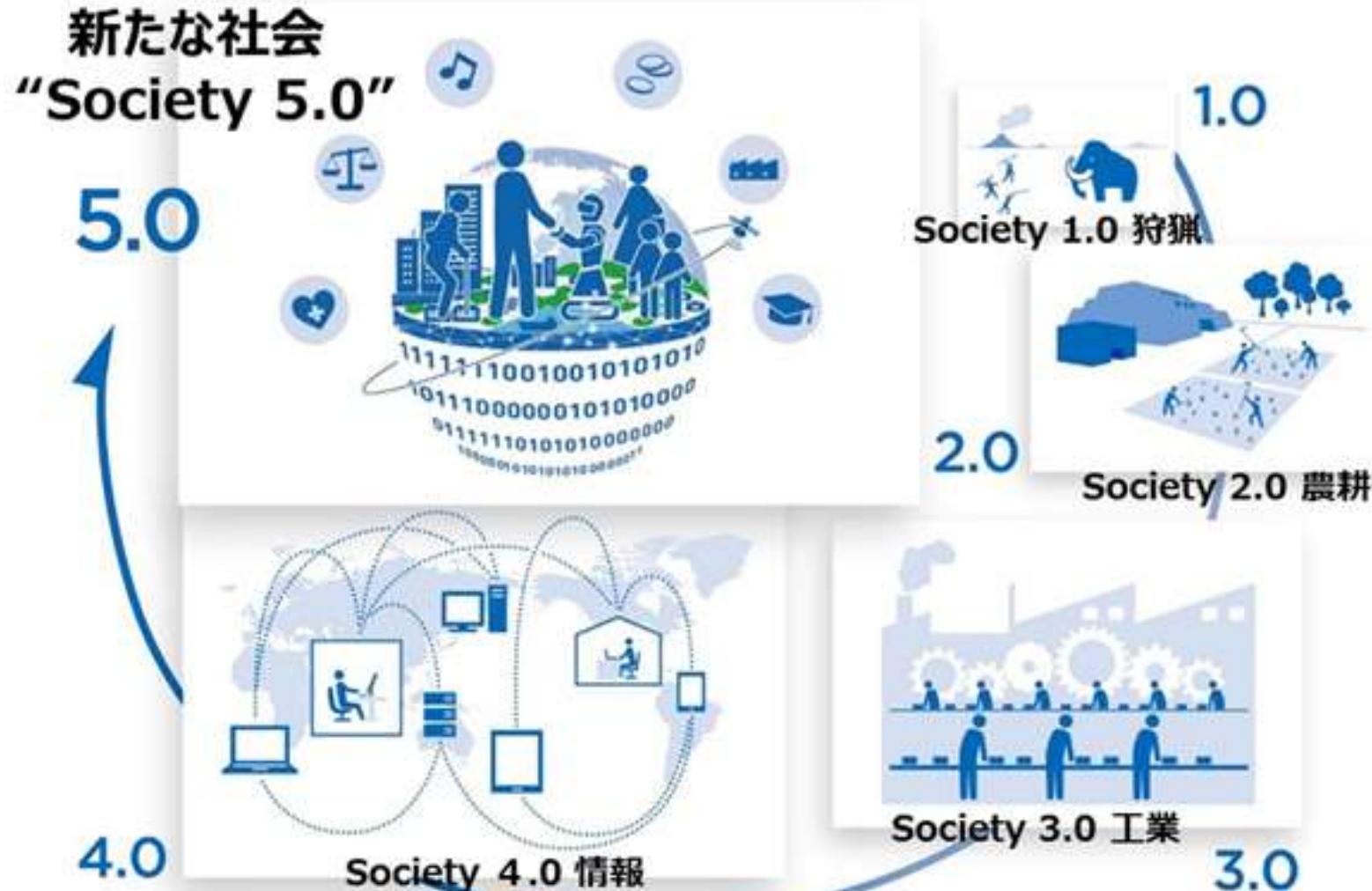
3. 参加機関

- ・内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）
- ・警察庁サイバー警察局
- ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）
- ・一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（JPCERT/CC）
- ・個人情報保護委員会事務局
(JPCERT/CC以外は、当委員会との覚書締結機関)

☆「個人情報保護法サイバーセキュリティ連携会議」及び「特定個人情報セキュリティ関係省庁等連絡協議会」は、上記以外の省庁・機関も幅広く含む連携会議/連絡協議会として今後も開催（年1回開催）

Society 5.0を支える適正なデータの利活用

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)



内閣府作成

出典 : http://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html



Thank you !

Kuniko Ogawa

ogawa-k7dq@ppc.go.jp